

広島県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイン薬局三次店	三次市十日市東四丁目一番一号	令和七年四月三〇日
アイン薬局三次十日市店	三次市十日市東四丁目一番三〇号	令和七年四月三〇日
こころのクリニックひまわり	安芸郡海田町窪町一番二三号 JR海田市駅NKビル一階	令和七年四月三〇日